農用地区域〔編入〕申出に必要な提出書類一覧（共通）

No.	書類名	部数	備考	確認欄
1	変更申出書（様式あり）	1	・原則、土地利用予定者が申し出ること。	
2	委任状	1	・行政書士登録番号を記載すること。 ※行政書士以外が代理人となることはできません。	
3	案内図	3	・縮尺 1/1000 程度のもの。 ・申出地の位置を地図にて示すこと。	
4	公図写	1	・証明印のあるもの。 ・申出地および隣接地の地目、地番、地積、所有者名を必ず記載すること。	
5	特定図（求積図）	3	・申出地が筆の一部である場合に、対象となる部分を特定するため、対象地を朱線で明らかにして地積を記載すること。 ・分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のものを用意すること。	
6	事業計画書	3	・事業の内容やスケジュールなど、事業計画がわかるもの。	
7	土地登記事項証明書（原本）	1	・取得から３か月以内のもの。	
8	水利組合の同意書（様式あり）	1	・新たに給排水等で水路を利用する場合は、水利組合の同意書を添付すること。	

必要な提出書類一覧（個別）

No.	書類名	部数	備考	確認欄
9	その他		申し出の内容により、この一覧に記載された資料以外にも追加で資料等の提出を求める場合があります。	

農用地区域〔編入〕申出について

■（様式あり）と記載のあるものについては、市 HP 上で様式をダウンロード可能です。

■提出書類が全て整っている場合のみ、申出を受け付けます。

■申出締切日：１月末、５月末、９月末（土日祝日の場合は前日 17 時まで）

■協議スケジュール（通常）

変更申出締切	１月末	５月末	９月末
変更協議 （農業委員会等）	３月５日	７月５日	１１月５日
農業振興地域 整備促進協議会	３月下旬	７月下旬	１１月下旬
県事前協議	４月５日	８月５日	１２月５日
予め回答	５月下旬	９月下旬	１月下旬
法１１条公告	５月下旬～７月中旬	９月下旬～１１中旬	１月下旬～３月中旬
県協議（同意申請）	７月下旬	１１月下旬	３月下旬
同意	８月上旬	１２月上旬	４月上旬
法１２条公告	８月中旬	１２月中旬	４月中旬

※「県部長協議」対象や「不適」回答の申し出などがあった場合、全体のスケジュールが遅延します。

■編入の要件

農振法第 10 号第 3 項による「農用地区域にすべき土地」に当てはまる土地であること

・広がりのある農地

・土地改良事業等の受益地

・地域特性に即した農業振興を図るための土地

※申出内容が必ず認められるものではございません。
※提出前に、関係部署と事前協議をお願いいたします。
※最新の内容は、鹿沼市 HP をご確認ください。

鹿沼市農政課